

有給休暇について(2)

年次休暇は労基法に定められているものもありますが、それらの多くは有給休暇として条例・規則等で定められていることは、前の項で述べたとおりであります。

これらの有給休暇は療養休暇、疾病傷害のための休暇など、九種類におよびますが、年次休暇との大きな違いは、年次休暇が所属長への「届」であるのに対して、その他の有給休暇では、承認権者の「承認」によって願出者に付与される点にあります。

また、この「承認」についても、休暇の種類によっては承認権者も異なってきます。

以下、その他の有給休暇について、種類、承認権者、付与単位等について表にまとめてみることにします。

※下記表中 労基法—労働基準法, 条例・規則—職員の休日及び有給休暇に関する条例・同規則の略

休暇の種類	根拠・条例規則等	制度の趣旨・対象疾病	承認権者	期間	手続き上の留意点	勤務を要しない日、休日が通算されるもの ○印
イ. 療養休暇	条例第3条	結核性疾患により長期の療養を要するものと認められるもの	任命権者	2年以内	・ 教特法14条により休職された者が一旦復職し再び療養休暇を受けるとき、また、療養休暇を受けたものが一旦勤務し再び療養休暇を受けるときの期間は別に定められている。	○
ロ、疾病傷害のため の病欠 休暇	成人病の場合 規則第2条	「成人病及び精神科疾患に関する病欠休暇の取扱要項」に示された疾病が対象	任命権者	180日以内	・ 成人病及び精神科疾患の場合、疾病休暇90日にとり、更に療養を必要とするときは、本人が市町村教育委員会教育長に願出をし、市町村教育委員会教育長が県教育委員会教育長に協議することによって承認される。 県立学校にあつては、上記「市町村教育委員会教育長」を「校長」と読みかえる。 ・ 成人病の場合、年齢40歳以上の者を原則とする。	○
	精神科疾患による場合 規則第2条	医師の診断により精神科疾患と診断された場合	任命権者	180日以内		
	その他の疾病傷害による場合 規則第2条	上記以外のいわゆる一般の疾病が対象	所属長	90日以内		
エ. 出産のための休暇	条例第3条 規則第2条	母体の保護と健康な次代の国民の育成を目的とするもの	所属長	産前・産後8週間（但し多胎妊娠の場合の産前休暇は10週間）	・ 出産の範囲は妊娠4か月以上（85日以上）の分娩とし、死産も含む。（4か月以上の死産の場合、8週間の産後休暇が与えられる。）	○
ニ. つわりのための休暇	条例第3条 規則第2条	妊娠中の女子職員がつわりのため職務従事が困難な場合	所属長	1妊娠について10日以内		
ホ. 生理のための休暇	条例第3条 規則第2条	生理日の就業に著しく困難な女子、又は生理に有害な業務に従事する女子の請求に基づいて与えられるもの	所属長	そのつど2日以内		
ヘ. 忌引休暇	条例 3条 規則 2条	親族の死亡、葬儀に 対処する職員の便宜を 図り、かつ死亡、葬儀 についての社会的慣行 を尊重する趣旨から設 けられた休暇	所属長	配偶者 10日 血族一親等の直系 尊属（父母） 7日 血族一親等の直系 卑属（子） 5日 血族二親等の直系 尊属（祖父母） 3日 血族二親等の傍系 者（兄弟姉妹） 3日 血族二親等の直系 卑属（孫） 1日 血族三親等の傍系 尊属（伯叔父母） 1日 姻族一親等の直系 尊属 3日 姻族一親等の直系 卑属 1日 姻族二親等の直系 尊属 1日 姻族二親等の傍系 者 1日 姻族三親等の傍系 尊属	・ 葬儀のため遠隔の地におもむく必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算できる。 ・ 左記日数は承認された日より、それぞれの日数とする。 （仮埋葬に3日、本葬に4日というように分割して承認はされない）	○
ト. 父母の祭日	条例 3条 規則 2条	社会的慣行を尊重する 趣旨から設けられた 休暇	所属長	そのつど1日	・ 養父母、義父母、継父母の場合にも承認される。 ・ 父母の祭日の範囲—49日、100か日、一周忌、三回忌等	
チ. 結婚のための休暇	条例 3条 規則 2条	社会一般慣習上行われ る結婚式典等のため に認められる休暇	所属長	7日	・ 結婚式の日又は前日から起算して7日以内の期間認められる。 ・ 法律婚（戸籍法の定めるところによる届出ある婚姻）、事実婚（届出を欠く婚姻）を問わない。	○
リ. 配偶者及び子の祭 日のための休暇	条例 3条 規則 2条	父母の祭日と同様、 社会一般の慣習によつて 認定された祭日の範 囲にあたるものに認め られる休暇	所属長	そのつど1日	・ 配偶者には、死亡時において、事実上の婚姻関係と同様の事情にあつたものも含まれる。 ・ 子の場合は養子たるを問わず、また妊娠4か月以上の死産児も含まれる。	